

# リスボン条約後のコミトロジー手続 —欧州委員会の実施権限の行使を統制する仕組み—

海外立法情報調査室 植月 献二

## 【目次】

はじめに

### I 旧コミトロジー

- 1 根拠規定
- 2 理事会決定に基づく手続

### II 新コミトロジー

- 1 TFEU 第 290 条に基づく手続
- 2 TFEU 第 291 条及び新規則に基づく手続

おわりに

補足 1 審査を伴う規制手続の引用例

補足 2 立法行為における「委任された法行為」の規定の標準記述形式

翻訳：各加盟国が欧州委員会の実施権限の行使を統制する仕組みに関する規定及び一般原則を定める 2011 年 2 月 16 日の欧州議会及び理事会規則 (EU) No 182/2011 (抄)

## はじめに

欧州連合（以下「EU」という）のリスボン条約は、2007 年に全加盟国首脳によって調印された EU の基本条約<sup>(1)</sup>を改正する条約であるが、2009 年 12 月 1 日にこれが発効し、それまで運用されていた EU のコミトロジー (Comitology)

の制度が大きく変わった。

コミトロジーという言葉にはなじみが薄いかも。これは EU の用語で、政策決定過程を管理する手続又は制度に付けられた名称である。

リスボン条約発効以前の欧州共同体設立条約第 202 条は、理事会が定める規定の実施権限を、理事会自身が採択する措置に規定することによって、欧州委員会に委任していた。例えば、ある規則や指令等の措置を制定するに際し、その実施には具体的な技術要件や基準などが必要となるとき、この措置にそれら自体を規定せずに、それらを決定する権限を欧州委員会に委任するということが規定しておく等の場合である。

ただし、欧州委員会が委任された権限を行使するに当たって、それが行き過ぎることのないように、その権限の行使を統制するための手続が用意されていた。この手続は理事会が定めるもので、決定 1999/468/EC<sup>(2)</sup>が 1999 年に制定され運用されていた。EU ではこの手続又はこれによる制度をコミトロジー（以下「旧コミトロジー」という）と呼んでいた。

リスボン条約の発効により、EU 条約及び欧州共同体設立条約が改正された。欧州共同体設立条約は、その題名も EU の機能に関する条

(1) 当時の EU の基本条約は、EU 条約 (Treaty on European Union) 及び欧州共同体設立条約 (Treaty establishing the European Community) である。統合版は次を参照。 (“EUROPEAN UNION – CONSOLIDATED VERSIONS OF THE TREATY ON EUROPEAN UNION AND OF THE TREATY ESTABLISHING THE EUROPEAN COMMUNITY,” *Official Journal of the European Union*, C321E, 29 December 2006. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2006:321E:0001:0331:EN:pdf>>) 以後、インターネット情報はすべて 2011 年 5 月 31 日現在である。

(2) 1999/468/EC : “COUNCIL DECISION of 28 June 1999 laying down the procedures for the exercise of implementing powers conferred on the Commission,” *Official Journal of the European Communities*, L55, 28.2.2011, pp.23-26. これは、2006/512/EC により改正された。改正反映版 (23.07.2006) は以下 URL を参照。 <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:1999D0468:20060723:EN:PDF>>

約<sup>(3)</sup>(以下「TFEU」という)と変更された。そして、欧州共同体設立条約第202条が規定していた内容は、全面的に改められ、TFEU第290条及び第291条として新たに規定された。

これらの条項を具体的に運用するために、2011年2月16日、TFEU第291条の運用に必要な手続を定めた規則が制定され、同年3月1日に施行された。同規則は、同条が欧州議会及び理事会にその制定を義務付けているもので、欧州委員会による実施権限の行使に対する各加盟国による監督方法に関するルール及び一般原則を定めるものである(以下「新規則」という)<sup>(4)</sup>。また、第290条に関しては、同年4月4日、第290条の手続に関する関係機関の共通認識に関する文書が公表<sup>(5)</sup>された。これらによって新しいコミトロジー(以下「新コミトロジー」という)の手続の概要が固まった。新制度の特徴は、コミトロジー手続の簡素化と欧州議会の権限の強化である。

コミトロジーという制度は、EU法を理解する上での重要な要素である。本稿では、その参考に資するため、新コミトロジーの概要を旧コミトロジーと対比しつつ解説し、新コミトロジーの具体的なルールを定める新規則を訳出して末尾に付す。

## I 旧コミトロジー

### 1 根拠規定

リスボン条約発効以前の旧コミトロジーは、

欧州共同体設立条約第202条にその基礎を置いていたが、次に訳出するように、この条はEU機関としての理事会の権限を定めるものである。

## 第5部 欧州共同体の機関

### 第I編 機関に関する規定

#### 第1章 機関

##### 第2節 理事会

### 第202条

理事会は、この条約に定める目的を確実に達成するため、この条約の定めるところに従い、

- 各加盟国の一般的な経済政策を確実に調整し、
- 決定権を行使し、
- 理事会が定める規定(rules)の実施権限を、理事会が採択する措置(acts)において、欧州委員会に委任する。理事会は、これらの権限の行使に関して一定の条件を課すことができる。理事会は、特定の場合において、自ら直接的に権限を行使する権利を留保することもできる。この手続は、予め理事会が、欧州委員会の提案に基づいて、欧州議会の意見を得た後に、全会一致によって定めた原則及び規定(principles and rules)に適合しなければならない。

この条文は、理事会が、その採択する措置、すなわち規則(regulation)や指令(directive)等の中でその実施権限を、欧州委員会に委任す

(3) Treaty on the Functioning of the European Union : EU 運営条約とも訳されている。EU 条約との統合版は以下を参照。“Consolidated versions of the Treaty on European Union and the Treaty on the Functioning of the European Union,” *Official Journal of the European Union*, C83, 30.3.2010. <<http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:C:2010:083:SOM:EN:HTML>>

(4) “REGULATION (EU) No 182/2011 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 February 2011 laying down the rules and general principles concerning mechanisms for control by Member States of the Commission’s exercise of implementing powers,” *Official Journal of the European Union*, L55, 28.2.2011, pp.13-18. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:055:0013:0018:EN:PDF>>

(5) Common Understanding on Delegated Acts, 8640/11 PE-L40 INST 192. <<http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/11/st08/st08640.en11.pdf>>

ると規定しているが、これらの権限の行使には一定の条件を課すことができるとしている。その「一定の条件」として定められたものが決定 1999/468/EC<sup>(6)</sup>であり、この決定に欧州委員会の権限行使を統制する手続が定められていた。次に、その手続の概要を述べる。

## 2 理事会決定に基づく手続

決定 1999/468/EC においては、「基本となる理事会が採択する措置」を basic instrument と記述している（以下、本章では「基本立法措置」という）。

この手続の特徴は、それぞれの基本立法措置に応じて、その実施に必要な実施措置案を欧州委員会が提案し、これを審議するために小委員会<sup>(7)</sup>が設けられるということである。

### (1) 手続の選択

欧州委員会は、委任された権限を行使して、実施措置を提案する。その提案が、いずれの手続において審議されるべきかについては、次のような分野による選択基準が規定されている（第2条）。その選択自体は、基本立法措置の中で予め規定される。

実施措置が、共通農業政策、共通漁業政策、相当の予算措置を伴う計画の実施等の場合は、運営手続 (management procedure) を選択する。

人及び動植物の健康又は安全の保護に関する措置等、例を挙げれば、遺伝子組換えにおける範囲や区分などの設定等の措置であれば、規制手続 (regulatory procedure) を選択する。

政治的に論議の対象にならず、前記2つの手続に当てはまらない、又はそれらを選択す

る必要がないと考えられる場合は、諮問手続 (advisory procedure) を選択する。

欧州議会及び理事会が共同決定手続で採択した基本立法措置についての本質的でない部分の修正を求める措置、例えば、環境分野における製品や物質の一覧を制定する措置の場合は、審査を伴う規制手続 (regulatory procedure with scrutiny) を選択する。

以上の手続のほかに、緊急対応手続 (safeguard procedure) がある。これは、緊急輸入制限等、委員会の審議を経ずに緊急な決定をすることが必要と想定される場合に多く選択されるが、実際の適用例は少ない。

### (2) 各手続の内容

それぞれの手続においては、小委員会の表明する意見、理事会及び欧州議会の持つ権限の違い等により、欧州委員会の提出する実施措置案の扱いが異なる。

これらの手続において欧州委員会を補佐する小委員会は、基本立法措置の中に予め規定される。小委員会は各加盟国を代表する専門家によって構成され、欧州委員会の代表がその委員長を務める。小委員会は、欧州委員会から提案される実施措置を審議し、その意見を表明する。

次に個別の手続について解説する。

### 【諮問手続】（第3条）

この手続において、小委員会は、小委員長の提案に対し、必要があれば投票を行って、意見を表明するが、その意見には拘束力がない。欧州委員会は、その意見を最大限考慮しなければならず、どのように考慮したかを小委員会に通知しなければならない。

(6) *op.cit.*(2)

(7) 原文は committee である。欧州委員会と区別するために、末尾の翻訳を除き、本稿ではコミトロジーの委員会を指すときには「小委員会」という。

表 1 運営手続及び規制手続の流れ

	欧州委員会が提案する実施措置の扱い						期限
	運営手続 (第 4 条)			規制手続 (第 5 条)			
適用分野	共通農業政策及び共通漁業政策又は 予算措置を伴う主な計画の実施			人及び動植物の健康又は 安全の保護に関する措置等			
小委員会の 意見表明 (特定多数決) (注 1)	賛成又は 意見表明なし	原案と異なる意見		賛成	反対又は意見表明なし		小委員長が設 定した期限内
欧州委員会の 作業	原案採択、 直ちに実施 (注 2)	原案採択、 直ちに実施(実施延期も可能)、 理事会に通知		原案採択 (注 2)	理事会に送付、欧州議会 に通知(注 3)		
理事会の決定 (特定多数決) (注 1)		期限切れ又は 原案と異なる決 定を行わない 場合	原案と異な る決定を行 う場合	賛成、 期限切れ	期限切れ 又は反対しな い場合	反対 (欧州委員会 は修正案を 提出できる。)	3 か月以内 (基本立法措置 で規定された期 間内)
実施措置案の 取扱	原案どおり	原案どおり	再検討	原案どおり	原案どおり	再検討	

- (注 1) qualified majority : 欧州共同体設立条約第 205 条(2)及び(4)に規定する加盟国の人口を考慮し加重投票を行う多数決による理事会の決議方法。
- (注 2) 基本立法措置が共同決定手続によって採択されている場合で、実施措置案が欧州委員会の権限を超えていると欧州議会が判断しその旨を決議した場合、欧州委員会は当該実施措置案について再検討し、その結果を欧州議会に通知しなければならない。(第 8 条参照)
- (注 3) 基本立法措置が共同決定手続によって採択されているとき、実施措置案が欧州委員会の権限を超えていると欧州議会が判断しその旨を決議した場合、その立場を理事会に通知しなければならない。
- (出典) 決定 1999/468/EC 第 4 条及び第 5 条等より筆者作成。

【運営手続及び規制手続】 (第 4 条及び第 5 条)

運営手続及び規制手続の場合は、表 1 に示す手続の流れとなる。

これらの手続の流れから判るように、運営手続より規制手続の方が厳しい条件が課されているが、欧州議会には、拒否権等の結果を拘束するような権限は、どちらの手続においても与えられていない。

規制手続については、これを引用する規則に関する記事が本号に掲載されているので、実例として参照されたい<sup>(8)</sup>。

【審査を伴う規制手続】 (第 5a 条)

審査を伴う規制手続 (regulatory procedure

with scrutiny 以下「RPS」という)の手続を表 2 に示す。これは、決定 1999/468/EC が、2006 年の理事会決定 2006/512/EC<sup>(9)</sup>によって改正されたときに、第 5a 条として追加されたものである。

この手続においては、小委員会の意見表明を受けて、欧州議会及び理事会が審査を行うが、双方の機関が欧州委員会の提案に対して拒否権を持っていることに特徴がある。

第 II 章で紹介するが、RPS は、TFEU 第 290 条の規定に基づく手続に移行した。しかし、RPS の手続に関しては、移行後もこれを引用する規定が存在する限り過渡的に運用される。

参考までに、RPS の規定を引用している基本立法措置の実例として、また、本稿執筆時点

(8) 矢部明弘「EU における参加民主主義の進展—EU 市民発案に関する規則—」『外国の立法』No.249, 2011.9, pp.29-50. なお、当該規制手続の引用に関する規定は、第 6 条及び第 20 条である。

(9) 2006/512/EC : “COUNCIL DECISION of 17 July 2006 amending Decision 1999/468/EC laying down the procedures for the exercise of implementing powers conferred on the Commission,” *Official Journal of the European Union*, L200, 22.7.2006, pp.11-13. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2006:200:0011:0013:EN:PDF>>



表 2 審査を伴う規制手続の流れ

	欧州委員会が提案する実施措置の扱い				
適用分野	欧州議会及び理事会の共同決定手続により採択された基本立法措置の本質的ではない部分の改正を求める措置 (例: 別表に物質を追加する等の改正)				
小委員会の意見表明 (特定多数決)	賛成 (小委員長が設定した期限内)		反対又は意見表明なし (同左)		
欧州委員会の作業 (遅滞なく)	欧州議会及び理事会に提出		理事会に実施措置案を提出し、欧州議会にも送付		
理事会の採択 (特定多数決)	3 か月以内に一方の機関が3つの根拠(注1)に照らして反対(注2)	両機関共3か月以内に反対しなかった場合(注2)	賛成又は期限切れ (2か月以内)(注2)		反対 (2か月以内)(注2)
欧州議会の採択 (議席の過半数)			反対 (実施措置案受理から4か月以内)(注2)	期限内に反対なし (同左)	↓
実施措置案の取扱	廃案(注3)	欧州委員会が採択	廃案(注3)	欧州委員会(又は理事会)が採択	廃案(注3)

(注1) 3つの根拠とは、①基本立法措置の規定した権限を逸脱していること、②基本立法措置の目的又は内容と反すること、③補完性及び比例性の原則を尊重していないこと、である。

(注2) 期限については案件が複雑である場合に延長し、又は十分である場合には短縮することができる。また、不可避な緊急性の理由がある場合、この表の手続と異なる第5a条第6項に規定する手続を、基本立法措置に規定できるとされている。

(注3) 廃案になった場合、欧州委員会は小委員会に対し修正案を提出し、又は新たな立法を提案できる。

(出典) 決定 1999/468/EC 第5a条より筆者作成。

で過渡的運用がなされている一例として、農薬指令から該当する条項を本解説末尾の補足1に引用して紹介しておく。

### 【緊急対応手続】(第6条)

緊急対応手続は、緊急性が必要とされるため、欧州委員会の決定に先立った小委員会の審議を行わず、欧州委員会に緊急事態に対応する措置を決定し実施する権限を委任することができる。

基本立法措置がこの権限を委任する場合に適用される手続は次のとおり。

- (a) 欧州委員会は、緊急対応措置を決定し、理事会及び各加盟国に対してその通知を行う。場合に応じて、欧州委員会は決定に先立って各加盟国に諮問しなければならないと規定することもできる。
- (b) 加盟国は、基本立法措置に定める期限内に、欧州委員会の決定の扱いを理事会に委ねることができる。
- (c) 理事会は、基本立法措置が定める期間内に、

特定多数決により、これに関して欧州委員会と異なる決定を採択することができる。あるいは、理事会はその特定多数決により欧州委員会決定を承認、修正又は廃止するとし、期限内に決定しない場合には廃止すると規定することもできる。

この手続の性格から、この条項には、欧州委員会を補佐する小委員会についての規定はないが、実際には基本立法措置の中にこれに関する委員会の規定がなされている。

### (3) コミトロジーの特徴

以上のように、旧コミトロジーの手続の特徴は、案件それぞれを審議する小委員会が欧州委員会を補佐することである。小委員会の表明する意見に従って、必要であれば理事会そして該当する場合は欧州議会で審査される。そのとき欧州委員会に要求される条件の程度が、それぞれの案件に応じて異なっているのである。

EU のこうした手続又は制度が旧コミトロ

ジーであるが、コミットロジーと呼ばれている理由は、委員会 (committee) を活用することから名付けられている。

ちなみに、これら小委員会の活用状況は、2009年の統計によると、小委員会の数は266に達している。そのうち、単独の手続のみに適用された小委員会は122(諮問:22、管理:38、規制:51及び審査を伴う規制:11)であり、複数の手続に適用された小委員会が144であった。複数の手続とは、例えば、ひとつの小委員会が諮問、規制、緊急対応手続などの複数の手続に適用されることである。小委員会の開催総数は894回、それらが公式表明した意見は2,091であった。その結果として、欧州委員会が採択した実施措置は1,808であるが、その基本立法措置は、共同決定手続であったものが779、それ以外が1,029であった<sup>(10)</sup>。

## II 新コミットロジー

コミットロジーの制度は、2009年12月1日のリスボン条約の発効からは、TFEU第290条及び第291条の2つの条項に基づくものとなり、その内容も旧コミットロジーのものから大きく変更された。同条約発効から15か月後となる2011年3月1日、新コミットロジーの制度を運用するための新規則が実施された。これにより旧コミットロジーの諸手続はすべて新規則に従って運用されるようになった。

新しい手続の根拠規定はTFEUの次に示す項目に位置づけられている。

### 第6部 機関及び財政に関する規定

#### 第I編 機関に関する規定

#### 第2章 EUの法的行為、採択手続及び

### その他の規定

#### 第1節 EUの法的行為

新しい手続はEUの法的行為の一部であることから、その根拠規定がここに規定されているが、この節の冒頭にその前提となる用語の定義がなされている。

第1節冒頭の第288条及び第289条がそれであるが、この制度を理解する上で重要な要素となるので、解説に入る前に紹介しておきたい。

第288条は、法的行為の種類定義である。

ここでは、EUの権限を行使するために、EUの諸機関は、規則、指令、決定、勧告及び意見を採択し、このうち、法的拘束力を有しているのは規則、指令及び決定であると規定している。

第289条は、立法手続及び立法行為の定義である。

立法手続 (legislative procedure) には、通常立法手続によるものと特別立法手続によるものがあり、通常立法手続は、欧州委員会の提案に基づいて規則、指令及び決定を欧州議会及び理事会が共同で採択する手続であり、これはEUの基本的な政策決定手続として位置づけられているものである。特別立法手続は、EU条約及びTFEUに定める特定の場合において、欧州議会又は理事会が、それぞれ一方の参加の下で、規則、指令又は決定を採択する手続をいう。これらの立法手続により採択された法的行為を立法行為という。

以上がEUの法的行為の定義であるが、用語が解りにくい<sup>(11)</sup>こともあり、これらの関係を表3に整理してみた。本章の解説の理解に資することができれば幸いである。

次に、この2条に分けられて規定された新制度を個別に解説する。

(10) COM/2010/0354 final : Report from the Commission on the working of committees during 2009 SEC (2010) 806, 2.7.2010, pp.5-7. (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2010:0354:FIN:EN:PDF>)

表 3 EU の法的行為

		法的行為 (legal acts)			
拘束力	有	規則 (regulations: 一般的適用性を有する)、指令 (directives)、決定 (decisions)			
	無	勧告 (recommendations)、意見 (opinions)			
区分	立法行為 (legislative acts) [TFEU 第 289 条]		非立法行為 (non-legislative acts)		
手続	通常立法手続	特別立法手続	新コミトロジー		個別に 条約に特定
	[TFEU 第 289 条]		[TFEU 第 290 条]	[TFEU 第 291 条] 諮問手続、審査手続	
提案権	通常は欧州委員会		欧州委員会		諸機関
採択機関	欧州議会 及び 理事会	欧州議会又は 理事会 (他方の機関参加の下)	欧州委員会		諸機関
法的行為 の種類	規則、指令、決定		委任された法行為 (delegated acts: delegated regulation 等)	実施法行為 (implementing acts: implementing regulation 等)	規則、指令、 決定、勧告、 意見

(出典) TFEU 第 288 条～第 291 条により筆者作成。

### 1 TFEU 第 290 条に基づく手続

まず、第 290 条を訳出する。

#### 第 290 条

1 立法行為の本質的でない特定の要素を補足又は修正するために、一般的に適用する非立法行為 (non-legislative acts) を採択する権限は、その立法行為で定めるところにより、欧州委員会に委任することができる。

権限の委任の目的、内容、範囲及び期間は、立法行為に明示的に規定するものとする。分野における本質的な要素 (The essential elements of an area) は、立法行為に留保され、権限の委任の対象とされないものとする。

2 委任について遵守すべき条件は、その立法行為で定めるところにより、明示的に規

定するものとする。これらの条件は、次に掲げるようなものとすることができる。

(a) 欧州議会又は理事会は、委任の撤回を決定することができる。

(b) 委任された法行為 (delegated act) は、立法行為により定めた期間内に欧州議会又は理事会から異議の申立てがなかった場合に限り施行できるものとする。

(a)及び(b)の規定を適用するためには、欧州議会は、その議席の過半数により、また理事会は特定多数決<sup>(12)</sup>により決定しなければならない。

3 委任された法行為の題名に「委任された」という語を挿入するものとする。

リスボン条約は、立法行為と非立法行為とを分けている。そして、TFEU 第 290 条がここ

(11) legal acts は法的行為と訳したが、acts は措置等とも訳すことができ、実際、本稿においても前章では措置と訳した。しかし、旧条約とリスボン条約後では用語の使い方に相違がある。例えば、旧条約では、acts を decision と区別して用い、acts and decisions 等と記述しているが、リスボン条約後では、ここで紹介するように、改めて、legal acts を定義し、決定、勧告及び意見をも含めている。さらに、TFEU では、措置と訳するのが適切な場合に measures を acts と区別して用いていることもあるので、本章以下では、act 又は acts に関しては「法行為」と訳す。ただし、legal acts については「法的行為」、legislative acts は「立法行為」とし、「法」という文字の重複を避けた。

(12) qualified majority: EU 条約第 16 条、TFEU 第 238 条等の規定する各加盟国の人口を考慮した加重投票による多数決方式である。

で定めているのは、欧州議会や理事会が立法手続に従って採択した立法行為について、その「本質的でない特定の要素を補足し又は修正するため」に、「一般的に適用する非立法行為」を採択する権限を欧州委員会に委任することである。その時、委任する権限の目的、内容、範囲及び期間についてはその立法行為で明確に規定しておく。

欧州委員会が、委任された権限によって採択する法行為は「非立法行為」であり「委任された法行為 (delegated acts)」と呼ぶ。しかし、拘束力のあるそれら法行為の題名には立法行為と同じ規則、指令、決定を用いるので、「委任された (delegated)」という語をその法行為の名称の前に付けて区別する。例えば「委任され

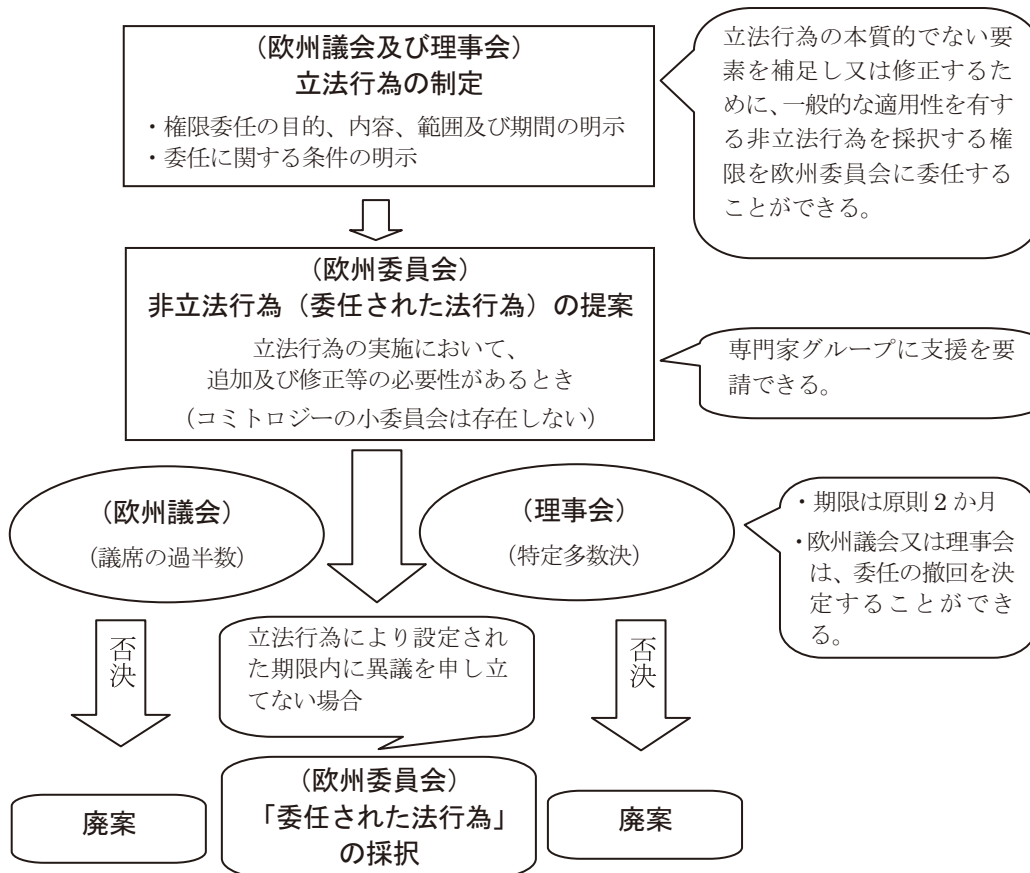
た規則 (delegated regulation)」などとする。

(1) 手続の概要

TFEU 第 290 条に規定する手続は、「立法行為の本質的でない要素を補足し又は修正する」ことを目的としているので、第 I 章で説明した旧コミトロジーにおいて同様な案件を対象とする RPS (審査を伴う規制手続) の大部分はこれに移行することになる。適用対象例としては、立法行為の附則に規定する食品中の汚染の上限について欧州委員会に委任して規定する場合等がある<sup>(13)</sup>。

しかし、TFEU 第 290 条による新しい制度における手続は、大きく旧制度の RPS と異なっている。委任された法行為の制定手続を図に表

図 委任された法行為の制定手続き (TFEU 第 290 条)



(出典) TFEU 第 290 条等を基に筆者作成。

(13) "Council adopts new 'comitology' rules," *Press releases RAPID*, 6378/11, PRESSE23, 14 February 2011. <http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=PRES/11/23&format=HTML&aged=1&language=EN&guiLanguage=ja>



してみた。これから浮かび上がってくる相違は、大きく次の5点にまとめられる。

第1に、基となる法行為として立法行為全体を対象としていることである。すなわち、旧コミトロジーにおいてRPSが対象としたものは共同決定手続による規則等の措置のみであったが、ここでは立法行為すべてを対象を拡げ、旧条約での共同決定手続に該当する通常立法手続に限ってはいない。

第2に、RPSでは限定的な範囲の改正について欧州委員会に権限を委任していたが、新制度では「委任された行為」を限定する枠組みが一切外されたことである。つまり、立法行為の本質的でない特定の要素を補足又は修正するために、一般的に適用する非立法行為を採択する権限を欧州委員会に委任することはRPSと同様であるが、その権限を委任する目的、内容、範囲及び期間は、それぞれの立法行為の中で自由に定めることができ、これらを一律に縛る枠組みはない。

第3に、RPSで欧州委員会を補佐した小委員会が新制度では存在しなくなったことである。欧州委員会が委任された法行為の草案を作成する段階で、専門家グループと意見交換することはできるが、正式な形での新コミトロジーの小委員会は存在しない。それゆえ、小委員会の存在を前提としたコミトロジーという用語は、TFEU第290条の新しい制度に関しては似つかわしくないとはいえる。

第4に、欧州議会に理事会と同等の権利を与え、委任された法行為に対する手続や拒否権についても全く同等に認めたことである。欧州委員会は、委任された法行為案を策定し、これを2機関に同時に提出するが、両機関は、予め立法行為に定めてあった期間内に、並行してこれを審議し賛否を採択することができる。仮に一

方が否決する場合には、もう一方の結果を待つことなくそれは廃案となる。RPSにおいて欧州委員会案に反対できる論拠は3つに限定<sup>(14)</sup>されていたが、その限定も外された。所要期間についても、両機関が短期間に賛成すれば、最長で4か月要していた期間より迅速に実施できることになる。

第5に、欧州議会及び理事会に対して、上述した拒否権よりさらに踏み込んだ最終手段として、欧州委員会への権限の委任そのものを取り消す権利も与えたことである。

以上がTFEU第290条による審査手続の概要であるが、総じて、リスボン条約発効によって、手続自体は簡素になったといえよう。

## (2) 運用のための共通認識

TFEU第290条を円滑に実施するために、2011年4月4日付けで、欧州議会の議長から理事会の議長に宛てた「委任された法行為に関する共通認識」に関する書簡が公表された<sup>(15)</sup>。これは、この制度の円滑な実施に必要な欧州議会、理事会及び欧州委員会の3機関の相互協力及びその事務局レベルの緊密な連携に関する3機関の共通認識を確認したもので、概要は次の通りである。

- ・ 欧州委員会は、委任された法行為の草案を策定するに際し、専門家に対すると同様に、関係文書を欧州議会及び理事会にも送付して事前に協議する。
- ・ 休暇期間における調整を行うために、緊急の場合を除いて、欧州委員会は、12月22日から1月6日、及び7月15日から8月20日の間に、委任された法行為の提案を送付しない。
- ・ 2013年10月1日までに、3機関は、2014年の欧州議会選挙期間中における委任された法行為案の通知の取扱いについて合意を形成する。

(14) 表2の(注1)を参照。

(15) *op.cit.*(5)

- ・ 欧州議会及び理事会が反対の意思を表明する際の期限は、緊急の場合を除いて原則2か月とするが、そのいずれかの機関の要求があれば2か月までの延長を可能とする。両機関に反対の意思がないときには、その旨を通知することによって、欧州委員会が早期に提案を採択してそれをEU官報に公示できるようにする。
- ・ 緊急手続を、例外的な場合に限り認めるが、適用に際してはこれを明示的に立法行為に規定しておかなければならない。欧州委員会が緊急手続を採る場合には、十分に両機関と連絡をとって迅速にこれを実施し、いずれかの機関の反対があった場合には、遅滞なくこれを廃止する。
- ・ 委任された法行為のEU官報への公示は、そのLシリーズ<sup>(16)</sup>に掲載する。欧州委員会への委任を欧州議会又は理事会が取消す等の場合は、その決定をLシリーズに公示して直ちに実施する。
- ・ 機関相互の情報交換を円滑にし、権利の行使については他の2機関に通知する。特に欧州議会又は理事会が委任を取り消す手続を開始する場合は、遅くともその決定の2か月前までに他の2機関に通知する。

### (3) 立法行為への規定例

この3機関の共通認識の文書の末尾には、欧州委員会への委任について立法行為に規定するときの標準的な記述例が紹介されている。これは汎用的な形式であるが、参考までに本解説末

尾に補足2として、これを訳出しておく<sup>(17)</sup>。なお、実際の規定例としては、旧コミトロロジーの規制手続で紹介した本号掲載の別の記事に、当該委任の規定もあるので参照されたい<sup>(18)</sup>。

### (4) 旧手続からの移行

リスボン条約発効の2009年12月1日の前までは、RPSが適用されていたが、この手続を引用している多くの立法行為は依然効力を有しており、これらは自動的に新コミトロロジーに移行されるというわけではない。

RPSを規定しているのは、前章で紹介した決定1999/468/EC第5a条であるが、この理事会決定は、次節で詳しく紹介するように新規則によって廃止された。ただし、第5a条の効力に関しては、これを引用している既存の立法行為の適用のために維持し、第5a条を引用する規定が存在している限り第5a条の規定の効力は保障される(新規則第12条)。しかし、いずれは、これらを引用する規定も新コミトロロジーに組み込まれなければならない。

そこで、欧州委員会は、これらの引用規定を移行する方針を提示するために、EU官報への新規則の公示に併せて「欧州委員会による声明<sup>(19)</sup>」を公示した。これによれば、2014年までに、既存の立法行為の規定から第5a条を引用する条項をすべて取り除くという。

欧州委員会の立てた予定では、既存の立法行為について第5a条の引用規定があるものを具体的に調査し、改正候補となる立法行為を洗い出し、その数を2012年末までに推定する。そ

(16) EUの官報(日刊)(<<http://eur-lex.europa.eu/JOIndex.do?ihmlang=en>>)には、Lシリーズ(Legislation)：採択された法令、Cシリーズ(Information and Notices)：EU各機関から提出された意見書、各種情報、EU司法裁判所判決要約、ユーロの換算率、欧州委員会の法令提案、法令制定過程の情報、欧州経済社会評議会、会計監査院、地域委員会などの意見書、職員の公募情報など、の2種類がある。

(17) *op.cit.* (5), pp.7-8.

(18) 矢部 前掲注(8)委任された法行為に関する規定は、第16条から第19条である。

(19) "STATEMENTS BY THE COMMISSION," *Official Journal of the European Union*, L55, 28.2.2011, pp.19-20. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:055:0019:0020:EN:PDF>>

の上で、欧州委員会は、TFEU に適合させるための適切な立法化計画を準備する。既存の RPS に関する引用すべてを「委任された法行為」の制度に移行する作業は、第 7 期欧州議会の任期末までに（2014 年に改選予定）に終わるとしている。

さらに、欧州委員会は、第 5a 条の引用のない既存の立法行為についても、新コミトロジーの適用が必要であるかを調査するとしており、該当するものについては早期に適切な提案を行いたいとしている。これは、旧コミトロジーとの相違点として紹介したとおり、RPS が共同決定手続により採択された立法行為のみを対象としていたのに対し、新コミトロジーではすべての立法行為が対象となりうるためであり、とりわけ、農業及び地域開発、保健及び消費者政策等の分野が主な対象として考えられている<sup>(20)</sup>。

## 2 TFEU 第 291 条及び新規則に基づく手続

RPS を除く旧コミトロジーの手続は、TFEU 第 291 条の規定に基づいて再構成された。

まず、その根拠となる同条を訳出する。

### 第 291 条

- 1 各加盟国は、拘束力のある EU の法行為 (acts) の実施に必要なあらゆる国内法上の措置 (measures) を採択しなければならない。
- 2 拘束力のある EU の法行為実施に一律の条件が必要とされる場合には、それらの法行為は、その実施権限を欧州委員会に、又はしかるべき正当な理由がある特定の場合并びに EU 条約第 24 条及び第 26 条に定める場合には、理事会に委任するものとする。

3 第 2 項の規定を適用するために、予め欧州議会及び理事会は、通常立法手続に従って、各加盟国による欧州委員会の実施権限の行使を統制する仕組みに関する規定及び一般原則を規則で定めなければならない。

4 実施法行為 (implementing acts) の題名には、「実施 (implementing)」の語を挿入するものとする。

EU において、拘束力のある EU の法行為、すなわち規則、指令及び決定を実施する主体は原則的に各加盟国であり、各加盟国はそのために必要なあらゆる国内法上の措置を採択しなければならない (第 1 項)。

しかし、それを行う前提として、一律の条件が必要とされる場合には、実施に必要な法的拘束力のある規則や決定等の実施法行為を採択する権限を、理事会に委任する特定の場を除いて、欧州委員会に委任するとしている (第 2 項)。

その際、越権とならないように欧州委員会の権限実施を統制するための手続を欧州議会及び理事会が規則で定めることが規定されている (第 3 項)。

実施法行為の題名にはその法行為の名称の直前に implementing という語を付加する。例えば regulation (規則) であれば implementing regulation (実施規則) である。(第 4 条)

冒頭で紹介したように、両機関は、これに従って、新規則を 2011 年 2 月 16 日に制定、3 月 1 日に施行した。「各加盟国が欧州委員会の実施権限の行使を統制する仕組みに関する規定及び一般原則を定める 2011 年 2 月 16 日の欧州議会及び理事会規則 (EU) No 182/2011<sup>(21)</sup>」がその題名である。

(20) “New comitology: Key developments to keep an eye on,” *EurActiv.com*, Published 27 April 2011 - Updated 28 April 2011. <<http://www.euractiv.com/en/future-eu/new-comitology-key-developments-keep-eye-analysis-504350>>

(21) *op.cit.* (4)



ここにおける権限の委任は、前節の TFEU 第 290 条に基づくそれと比較して欧州委員会に対する権限の委任という点では何ら変わるところがないが、対象となる分野は明確に区別され、手続も全く異なっている。

次に、新コミトロジー制度の概要を定める新規規則の概要を説明する。この新規規則は 16 条からなっている。

#### 【趣旨】（第 1 条）

TFEU 第 291 条は、必要な二次的措置である実施法行為（implementing act）を採択する権限を、特別の場合を除いて欧州委員会に委任することを規定しているが、新規規則は、欧州委員会によるその権限行使に対して、加盟国が監督する仕組みに関するルールおよび一般原則を規則として定めるものである。

欧州委員会に権限をその規定の中で委任する拘束力のある EU の法行為を、新規規則では basic act と呼び（以下「基本立法行為」という）、欧州委員会がこれに従って提案する法行為を実施法行為と呼ぶ。

#### 【手続の選択】（第 2 条、第 13 条）

新規規則によれば、旧制度の RPS に相当する手続以外のすべての手続は、今後、次の 2 つの手続にまとめられる。1 つは諮問手続（advisory procedure）である。これは、旧コミトロジーにおける諮問手続を踏襲するものであり、政治的な論議にならない事項を扱う。例えば、文化の分野における個別の措置のようなものがこれに相当する<sup>(22)</sup>。

もう 1 つは、審査手続（examination proce-

dure）という新しい手続である。これには、旧コミトロジーにおける残りの運営、規制、緊急対応の 3 つの手続が統合される。対象となる分野としては、次の事項に関する実施法行為が挙げられている。

- (1) 基本立法行為の一般領域（general scope）に関する実施法行為<sup>(23)</sup>及び重大な影響を及ぼす可能性がある特定の実実施法行為<sup>(24)</sup>
- (2) 次の事項に関連する実施法行為
  - ① 相当の財政措置を伴う計画及び第三国に向けられた計画<sup>(25)</sup>
  - ② 共通農業政策及び共通漁業政策
  - ③ 環境、治安及び安全確保又は人若しくは動植物の健康若しくは安全の保護
  - ④ 共通通商政策
  - ⑤ 課税

#### 【小委員会による補佐—共通規定】（第 3 条）

これら 2 つの手続では、旧コミトロジーと同様に、欧州委員会は、新コミトロジーの小委員会によって補佐される。小委員会は、各加盟国の代表によって構成され、小委員長は、欧州委員会の代表が務めるが、投票権を持たない。

小委員長は、欧州委員会が策定した実施法行為の提案を小委員会に提出したのち、2 週間経過してから会議を招集する。小委員会は、審議の上、その実施法行為案に関する意見を表明する。意見表明を行う期限は、事案の緊急性に応じて小委員長が定めるが、委員が充分検討できる余裕をもった期間とする。

小委員長は、しかるべき正当な理由がある場合には、書面をもって小委員会の意見をまとめることができる。その場合、小委員長は、事案

(22) *op.cit.* (13)

(23) 矢部 前掲注(8)に挙げた例はこれに該当し、欧州市民発案制度において賛成意見をオンラインで収集することに関する技術的仕様を定めるものである。

(24) *op.cit.* (13)

(25) 「第三国に向けられた計画」は、新規規則の冒頭に記述されている事実説明部分の(12)に記述されている。



の緊急性に応じた期限を定め、委員に実施法行為案を送付する。ただし、その基本立法行為に定めのない限り、期限までに委員からの異議があったときには、その書面的手続は中止される。実施法行為案に対して反対しない委員又は明白に棄権しない委員は、暗黙のうちにこれに賛成しているものとみなされる。

新たに不服申立て委員会への付託という手続が設けられた。実施法行為案が審査手続で小委員会による賛成を得られなかった場合等に不服申立て委員会へ付託できるしきみを担保することが規定されている。不服申立て委員会は、付託された日から起算して2週間後からの1月以内に招集するものとし、付託された日から2か月以内にその意見を表明しなければならない。不服申立て委員会は、各加盟国からの適切な権限を有する代表で構成され、その委員長は欧州委員会の代表が務める。

この不服申立て委員会への付託というのは、旧コミトロジーにおける規制委員会で賛成が得られなかったときに理事会に送付したことに相当するものといえる。2011年4月1日に最初の不服申立て委員会が開催され、その手続規則が採択された。

**【諮問手続】（第4条）**

諮問手続の流れを表4に示したが、この手続は、旧コミトロジーのそれと殆ど同じである。あまり議論の対象とならない案件について、欧州委員会がこれを採択する前に小委員会の意見

を聞く手続であり、担当する小委員会の表明する意見にも拘束力はない。

**【審査手続】（第5条）**

新しく規定された審査手続の流れを表5にまとめた。

この手続では、特例を除いて、欧州委員会は、新コミトロジーの担当小委員会の賛成が得られない場合は実施法行為案を採択できないということになる。

また、小委員会の意見が表明されなくても、小委員会の委員の半数以上が反対している場合は、欧州委員会は、直ちにはこれを採択することはできない。共通通商政策は新規に追加された分野の1つであり、不当廉売関税又は相殺関税措置案について、小委員会の意見表明のなかった場合の特別な手続が規定されている（第5条第5項）。

この手続に関する欧州議会及び理事会の権利については、基本立法行為が通常立法手続により採択されている場合に限って審査権が認められている。すなわち、基本立法行為に規定する実施権限を実施法行為案が超えていると認めるときには、いつでも欧州委員会に対してそれを指摘できるが、これに拘束力はない。その場合、欧州委員会は、受けた指摘を考慮して実施法行為案を再検討し、当該実施法行為案の維持、修正又は撤回のいずれかその意向を欧州議会及び理事会に通知しなければならない。（第11条）

欧州委員会は、実施法行為案が小委員会で賛

**表4 諮問手続（第4条）**

	欧州委員会が提案する実施法行為案の扱い
適用分野	審査手続に属さない実施法行為の採択（例：予算・補助金の承認等、論争対象とならない案件等）
設置される小委員会の意見表明	必要があればその委員の過半数によって意見を採択し表明する。
実施法行為案の採択	欧州委員会が、小委員会の議論から導かれた結論及び表明された意見を最大限に考慮して採択を決定

（出典） 新規則から筆者作成。

表5 審査手続（第5条）

	欧州委員会が提案する実施法行為案の扱い				
適用分野	○基本立法行為の一般領域に関する実施法行為等 ○次の項目に関連する実施法行為 ・相当の財政措置を伴う計画等 ・共通農業政策及び共通漁業政策 ・環境、治安及び安全確保又は人若しくは動植物の健康若しくは安全の保護 ・共通通商政策 ・課税				
設置される小委員会の意見表明	特定多数決によって意見を採択				
	賛成	反対	意見表明なし		
実施法行為案の扱い	欧州委員会は採択しなければならない。 (注1)	欧州委員会は採択してはならない。  小委員長は2か月以内に、同じ小委員会に対して当該行為の修正版を提出し、又はその投票から1か月以内にさらなる審査のために不服申立て委員会に当該実施法行為案を提出することができる。	特定の場合(注2)には欧州委員会は採択できない。 ただし、小委員長が何らかの実施法行為が必要であると認める場合は以下が適用される。	欧州委員会は採択することができる。 採択しない場合は、小委員長は小委員会に対して同行為案の修正版を提出することができる。	暫定的不当廉売関税又は相殺関税措置案で、小委員会の委員の過半数が当該実施法行為案に反対している場合は次の手続。 欧州委員会は、各加盟国と協議し、14日～1か月の間に、小委員会に結果を通知し、不服申立て委員会に実施法行為案を提出する。不服申立て委員会は、14日～1か月の間に開催し、その意見を表明する。
欧州議会及び理事会の権利	基本立法行為が通常立法手続により採択されている場合に限り、基本立法行為に規定する実施権限を実施法行為案が超えていると認めるときには、いつでも欧州委員会に対してそれを指摘できる。その場合、欧州委員会は、表明された意見を考慮して実施法行為案を再検討し、当該実施法行為案の維持、修正又は撤回のいずれかその意向を欧州議会及び理事会に通知しなければならない。				

(注1) これについては、EU官報において新規則と共に欧州議会、理事会及び欧州委員会の共同声明が公示され、次のことが確認された。欧州委員会が、現在行っているように、非常に例外的に、小委員会の賛成の後に新しい状況が生じた場合、これを考慮することができるものとし、小委員会並びに欧州議会及び理事会に通知した後に、実施法行為案を採択しない判断を行うことをこの規定は排除しないとした。  
 (“STATEMENT BY THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL AND THE COMMISSION,” *Official Journal of the European Union*, L55, 28.2.2011, p.19. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:055:0019:0020:EN:PDF>>)

(注2) 次のいずれかの場合である。①当該行為が課税、財政的役務、人若しくは動植物の健康若しくは安全の保護又は暫定的多国間緊急輸入制限措置に関するものであるとき。②意見が表明されない場合において当該実施法行為案を採択してはならないと基本立法行為が規定しているとき。③委員の単純多数が反対しているとき。

(出典) 新規則から筆者作成。

成を得られなかった場合等に、定められた期間内に不服申立て委員会に当該実施法行為案を提出できること、また、緊急な場合の特例として実施法行為案を採択した場合には、直ちに不服申立て委員会に当該実施法行為を提出するものとされている（第5条第3項、第4項、第5項及び第7条）。

**【不服申立て委員会への付託】（第6条）**

不服申立て委員会は、欧州委員会が提案する実施法行為に対して意見を表明する。

不服申立て委員会の表明する意見の採決は特定多数決によって行われ、不服申立て委員会が賛成意見を表明したときは、欧州委員会は当該実施法行為案を採択しなければならない。

意見が何ら表明されない場合は、欧州委員会は提案を採択することができるものとされるが、暫定的多国間緊急輸入制限措置については採択をしてはならず、特定多数決による賛成が必要とされる。

不服申立て委員会が反対意見を表明したときは、欧州委員会は当該実施法行為案を採択して

はならない。

**【実施法行為の採択に関する特例】**（第7条及び第8条）

前記手続の特例が、第7条と第8条に規定されている。

第7条は、審査手続の中で、小委員会が意見を表明しないときで欧州委員会が実施法行為案を採択してはならないと規定している場合であっても、農業分野において市場に重大な混乱を生起させることを回避するため、又はEUの財政利益に対する不法行為による危険を回避するために、遅滞のない採択を迫られている場合であれば、特例としてこれを採択することができるとしている。ただし、採択した実施法行為を直ちに不服申立て委員会に提出し、不服申立て委員会がこれに対して反対意見を表明する場合は、直ちに当該実施法行為を廃止しなければならない。

第8条では、基本立法行為の中に、緊急やむをえない場合であって正当な根拠に基づくものについて、欧州委員会が直ちに適用可能な実施法行為を採択することができることを定めている。そのような場合に、基本立法行為に規定されるべき手続は次のとおりである。

欧州委員会の緊急に採択する実施法行為については、その有効期限は最長6か月とし、採択後14日以内に小委員会の意見を求めなければならない。審査手続が適用されて小委員会がその実施法行為に反対意見を表明する場合には、欧州委員会は、採択した実施法行為を直ちに廃止しなければならない。欧州委員会が暫定的な不当廉売関税又は相殺関税措置を採択するときはこの規定を適用するが、その場合、欧州委員

会は採択に先立って各加盟国と協議しなければならない、極めて緊急の場合は通知で済ませることができるとは、通知後10日以内に協議を行うものとされている。

**【その他の規定】**

小委員会の手続規則の制定に関する規定が第9条で定められており、各小委員会は、それぞれ固有の手続規則をその委員の過半数によって採択することになっている。文書開示に関する原則及び条件並びにデータ保護に関する規則で欧州委員会に適用されるものは、これらの小委員会にも適用される。

第10条では、小委員会議事に関する情報を記録し、管理し、また公開しなければならないこと等が定められている。

第13条は、既存の基本立法行為に規定された旧コミトロジー手続を、新規規則に適合させるための経過規定で、旧コミトロジーを定める決定1999/468/ECの規定する条項を引用する規定については、新規規則の条項に対応させてこれを適用するものとしている<sup>26)</sup>。ただし、第14条では、経過措置として、既に同理事会決定の規定に従った手続において各小委員会が意見を表明した案件で、現在保留されている手続は続行できるとしている。

新規規則は、2011年3月1日から施行され（第16条）、これに伴い、決定1999/468/ECは廃止されるが（第12条）、これまで述べたように、第5a条に規定するRPSの手続に関しては、これを既存の基本立法行為が引用している限りは維持するとされている。

新規規則についての見直しについては、第15条に規定され、欧州委員会は、2016年3月1日までに、新規規則の実施に関する報告書を、必

<sup>26)</sup> 矢部 前掲注(8)で紹介したコミトロジー手続を引用する規定の例においては、旧コミトロジーにおける規制手続（第5条）を引用している。したがって、この規定は、これに対応する新規規則第5条の審査手続を適用する。



要に応じて適切な立法提案を付して、欧州議会及び理事会に提出しなければならない。

## おわりに

コミトロジーの制度は、以上のように、リスボン条約の発効をもって大きく変容した。そして、2011年3月1日の新規則の施行と欧州議会、理事会及び欧州委員会による3者の共通認識の合意文書をもってその具体的手続もほぼ確定したといえる。

総じて、これまでの制度と比較し、これらの手続は簡素になったといえよう。

RPSに相当するTFEU第290条の手続が、コミトロジーの小委員会を用いなくなったことは大きな変化である。ただし、そのことは、新しい手続に専門家の意見が反映されなくなったことを意味しておらず、専門家グループ並びに欧州議会及び理事会との意見交換が奨励され、これらの意見も取り入れつつ提案が策定されることになる。そもそも3機関の合意が形成されなければ、採択は事実上望めないことでもあり、こうした機関間の意思疎通は必然であるともいえよう。

欧州議会が自由に拒否する権利を得たこと、さらに権限の委任そのものも撤回する権利を得たことも著しい変化である。これは、リスボン条約後のEUの政策決定においては、通常立法手続といわれる欧州議会及び理事会の共同決定が基本的な手続として位置づけられたことに呼応するものであろう。

手続が簡素になったからといって、手続が迅速になると保証されたわけでもない。むしろ、欧州議会の関与が強くなった分だけいろいろな

意味でも数多く議論される可能性も高まり、政治的な駆引きに使われる場面も想像される。

過渡的な運用がなされる既存のRPSの扱いについては、2014年までのそれらの取扱いや法令の改正等に注意を払わなければならない。

TFEU第291条が規定する手続に関しては、諮問委員会については旧手続とあまり変化がないが、RPSを除くその他の旧手続は新しい審査手続に一本化された。既存の法令に規定された旧手続の引用については、2011年3月1日から、対応する新規則の条項に読み換えられることになっている。そのほか、欧州委員会は、これを機に、そもそも、決定1999/468/ECに従った手続をこれまで規定していなかった基本措置についても新コミトロジーを適用しようとする規則を、2011年3月8日、通常立法手続で提案した<sup>27)</sup>。

新しい制度の評価はこれからであるが、EU法の理解において、本稿が参考になれば幸いである。

参考文献(インターネット情報はすべて2011年5月31日現在である。)

- ・ Alan Hardacre and Michael Kaeding, *Delegated & Implementing Acts - The New Comitology (EIPA Essential Guide)*, Version 2, European Institute of Public Administration, March 2011.  
<[http://www.eipa.eu/files/repository/product/20110326141559\\_FINAL\\_Comitology\\_BrochureEN\\_web.pdf](http://www.eipa.eu/files/repository/product/20110326141559_FINAL_Comitology_BrochureEN_web.pdf)>
- ・ COM(2009)673 final: "COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL: Implementation of Article 290 of the Treaty on the Functioning of the European

<sup>27)</sup> 共通通商政策に関する24の措置を対象とした規則である。COM(2011)82 final: 2011/0039 (COD) "Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending certain regulations relating to the common commercial policy as regards the procedures for the adoption of certain measures," 7.3.2011. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2011:0082:FIN:EN:PDF>>



Union,” 9.12.2009. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2009:0673:FIN:EN:PDF>>

(うえつき けんじ)

### 補足 1 審査を伴う規制手続の引用例

本稿第 I 章第 2 節(2)における RPS の解説を補足する。この補足では、RPS の規定を引用している規則等の実例として「農薬の持続可能な使用を達成する欧州共同体行動の枠組みを整備する 2009 年 10 月 21 日の欧州議会及び理事会指令 2009/128/EC」より、同指令の該当条項である第 5 条及び第 21 条を紹介する<sup>28)</sup>。なお、RPS の引用は、新コミトロジーに移行した後も、その引用する規定が EU 法に存在する限り過渡的に有効とされる。(文中の下線部及び太字は筆者によるものである。)

#### 第 5 条 研修

1. 各加盟国は、すべての職業的使用者、流通業者及び助言者に、監督庁が指定する団体の実施する適切な研修を確実に受けさせなければならない。(中略)

当該研修は、当該職業的使用者、流通業者及び助言者すべてに附則 I に掲げた課目に関する十分な知識を習得させるよう、その多様な役割及び責務を考慮して企画され

るものとする。

2. 省略
3. 科学技術の進歩を考慮した附則 I の改正に関するこの指令の本質的でない部分を改正する措置は、第 21 条第 2 項に規定する審査を伴う規制手続により決定されるものとする。

#### 第 21 条 委員会手続

1. 欧州委員会は、「食品法の一般的な原則及び要件を規定し、欧州食品安全機関を設置し、並びに食品安全に関する手続を規定する 2002 年 1 月 28 日の欧州議会及び理事会規則 (EC) No 178/2002」第 58 条の規定により設置された「食物連鎖及び動物の健康に関する常任委員会」によって補佐されるものとする。
2. この項を引用する場合については、決定 1999/468/EC 第 5a 条第 1 項から第 4 項まで及び第 7 条の規定を、第 8 条の規定を考慮して適用するものとする。

### 補足 2 立法行為における「委任された法行為」の規定の標準記述形式

本稿第 II 章第 1 節(3)における「委任された法行為」の解説を補足する。この補足では、欧州議会、理事会及び欧州委員会が発表した「委任された法行為に関する共通認識<sup>29)</sup>」において、「委任された法行為」が立法行為の条文の中に

どのように規定されるべきかについて、その「別紙：標準記述」として提示している標準的な記述形式を抄訳して以下に紹介する。これは、これら 3 機関が立法作業にあたって、今後、汎用的な書式として参照することが想定されている

<sup>28)</sup> 植月献二「農薬の持続可能な使用に向けて—2009 年 EU 農薬指令制定をめぐって—」『外国の立法』No.247, 2011.3, p.26. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02470001.pdf>> を参照のこと。

<sup>29)</sup> *op.cit.* (5)

ものである。

文中の条番号や [ ] 内にはその法令において適切な語を埋めることが想定されている。下線部を施した部分は、記述を行う上の注意や指示である。

## 別紙：標準記述

### EU法の冒頭の事実説明部分(Recital “Whereas:” という語によって導かれる部分)における記述：

EUの機能に関する条約290条の規定に従って、[目的]のために[内容及び適用範囲]に関して法行為を採択する権限を欧州委員会に委任する。欧州委員会は、その準備作業の間、専門家レベルも含めた適切な諮問を行うことが特に重要である。

欧州委員会は、委任された法行為の準備及び策定に際し、欧州議会及び理事会に対し、関連文書の同時かつ時宜を得た適切な送付を確実に行わなければならない。

### 第n条 権限の委任 複数の条にわたることもありうる。

欧州委員会は、[内容及び適用範囲]に関する第a条の規定に従って、委任された法行為を採択する権限を委任されるものとする。

緊急手続を適用する場合には次のように補足的項目を付加すること。

[内容及び適用範囲]の場合において、不可避で緊急の理由がある場合には、この条により採択される委任された法行為に第b条に規定する手続を適用するものとする。

### 第a条 委任行為

1. この条に規定する条件に従って、委任された法行為を採択する権限を欧州委員会に委任する。

## 2. [期間]

選択肢1：第n条に規定する権限は、(\*)から期限を設けることなく欧州委員会に委任するものとする。

選択肢2：第n条に規定する権限は、(\*)からX年間欧州委員会に委任するものとする。欧州委員会は、X年の期間を経過する9か月前までに、委任された権限について報告書を作成しなければならない。権限の委任期間は、欧州議会又は理事会がその都度、期間を経過する3か月前までに異議を申し立てない限り、自動的に同じ期間延長されるものとする。

選択肢3：第n条に規定する権限は、(\*)からX年欧州委員会に委任するものとする。

(\*) 基本立法行為が施行された期日又は欧州議会及び理事会が定めるその他の期日

3. 第n条に規定する権限の委任は、欧州議会又は理事会によりいかなる時でも撤回できるものとする。撤回の決定は、権限の委任を終止させることを当該決定において明確に指示するものとする。当該委任された法行為は、EU官報に公示された時又はそれに定めた期日から実施されるものとする。当該決定は、既に実施された委任された法行為の有効性には影響しないものとする。

4. 欧州委員会は、委任された法行為を採択したのち、直ちにこれを欧州議会及び理事会に対して同時に通知しなければならない。

5. 第n条に従って採択した委任された法行為は、欧州議会又は理事会に対してその通知を行ってから[2か月]以内に異議の申立てがなかったとき又は当該期限までに欧州議会及び理事会が欧州委員会に対し反対の意思のないことを表明したときに限って

施行されるものとする。欧州委員会又は理事会による延長の発議があったときは、当該期限は [2 か月] 延長されるものとする。

緊急手続を適用する場合には次のように補足的条項を付加すること。

#### 第 b 条 緊急手続

1. この条の規定に従って採択された委任された法行為は、遅滞なく実施されるものとし、第 2 項の規定による異議の申立てがな

い限り適用されるものとする。欧州議会及び理事会に対する当該委任された法行為の通知には、緊急手続を用いる理由の説明がなされるものとする。

2. 欧州議会又は理事会は、第 a 条第 5 項に規定する手続に従って、委任された法行為に対する異議の申立てができるものとする。その場合、欧州議会又は理事会による異議の申立てについての決定の通知後、欧州委員会は、遅滞なくその法行為を廃止しなければならない。

各加盟国が欧州委員会の実施権限の行使を統制する仕組みに関する  
規定及び一般原則を定める  
2011年2月16日の欧州議会及び理事会規則 (EU) No 182/2011 (抄)  
REGULATION (EU) No 182/2011 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE  
COUNCIL of 16 February 2011 laying down the rules and general principles concerning  
mechanisms for control by Member States of the Commission's exercise of implementing powers

海外立法情報調査室 植月 献二訳

【目次】

- 第1条 趣旨
- 第2条 手続の選択
- 第3条 共通規定
- 第4条 諮問手続
- 第5条 審査手続
- 第6条 不服申立て委員会への付託
- 第7条 実施法行為の採択の特例
- 第8条 直ちに適用可能な実施法行為
- 第9条 手続規則
- 第10条 委員会議事に関する情報
- 第11条 欧州議会及び理事会の監視権
- 第12条 決定 1999/468/EC の廃止
- 第13条 経過規定：既存の基本立法行為の適合
- 第14条 経過措置
- 第15条 見直し
- 第16条 施行

欧州連合の欧州議会及び理事会は、欧州連合の機能に関する条約、特に第291条第3項に鑑み、欧州委員会の提案に鑑み、各加盟国議会へ

この規則案を送付した後、通常立法手続により、  
… (中略) …この規則を採択した。<sup>(1)</sup>

第1条 趣旨

この規則は、拘束力を有する欧州連合の法行為（以下「基本立法行為」という。<sup>(2)</sup>）に一律な実施条件が必要であると認められ、かつ、欧州委員会による実施法行為<sup>(3)</sup>の採択が各加盟国の統制の下に行われることを当該基本立法行為が求める場合に適用する仕組みを管理する規定及び一般原則を定めるものである。

第2条 手続の選択

1. 基本立法行為には、必要となる実施法行為の性質又は影響を考慮して、諮問手続又は審査手続のいずれかを適用することができる<sup>(4)</sup>。
2. 審査手続は、特に次に掲げる実施法行為の採択に適用する。
  - (a) 一般領域<sup>(5)</sup>に関する実施法行為
  - (b) 次の事項に関連するその他の実施法行為
    - (i) 与える影響が大きい計画<sup>(6)</sup>

(1) この翻訳は、2011年2月28日の欧州連合官報に掲載された次の条文を対象としているが、“whereas:”に導かれる事実説明部分 (Recital) は翻訳対象から外した。Official Journal of the European Union, L55, 28.2.2011, pp.13-18. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:055:0013:0018:EN:PDF>> インターネット情報は2011年7月28日現在である。なお、注はすべて訳者によるものである。

(2) 原文では、「拘束力を有する欧州連合の法行為を‘basic act’とする」としている。本稿では「基本立法行為」という。

(3) 原文では implementing acts である。

(4) 手続の原文は advisory procedure 及び examination procedure である。

(5) 原文は general scope である。



- (ii) 共通農業政策及び共通漁業政策
  - (iii) 環境、治安及び安全確保又は人若しくは動植物の健康若しくは安全の保護
  - (iv) 共通通商政策
  - (v) 課税
3. 諮問手続は、原則として、第 2 項に規定する実施法行為を除く実施法行為の採択に適用する。ただし、正当な理由がある場合には、第 2 項に規定する実施法行為の採択においても諮問手続を適用することができる。

### 第 3 条 共通規定

1. この条に定める共通規定は、第 4 条から第 8 条までに規定するすべての手続に適用されるものとする。
2. 欧州委員会は、各加盟国の代表によって構成される委員会によって補佐されるものとする。委員会の委員長は、欧州委員会の代表がこれを務めるものとする。委員長は、委員会の投票に参加してはならない。
3. 委員長は、欧州委員会が採択した実施法行為案を当該委員会に提出しなければならない。
- 委員長は、当該委員会に当該実施法行為案及び議事案を提出した後、正当な理由がある場合を除き、14 日が経過したのちに会議を招集しなければならない。当該委員会は、委員長が案件の緊急性に応じて定めた期限までに、当該実施法行為案に関する意見を表明しなければならない。その期限は、相当かつ委員が当該実施法行為案を検討して意見を表明するために効果的な事前の機会を委員に与えるものでなければならない。
4. 委員会が意見を出すまでの間、委員は、実施法行為案についての修正を提案することができ、当該委員長はそれについての修正版を

提出することができる。

委員長は、委員会の中で最も広く支持を得られる解決策を見いだす努力をしなければならない。委員長は、特に委員会の中で広い支持が得られている提案に関して、修正に関する議論及び提案が考慮されるような方法を委員会に示さなければならない。

5. しかるべき正当な理由がある場合、委員長は、書面をもって委員会の意見をまとめることができる。委員長は、委員に実施法行為案を送付し、案件の緊急性に応じて意見の表明の期限を定めなければならない。その期限までに実施法行為案に対して反対しない委員又は明白にこれに関する投票を棄権しない委員は、当該実施法行為案に黙示の賛成をしているものとみなす。

基本立法行為に別段の定めのない限り、第 1 段落に規定する期限までに委員長の判断又は委員からの要求があったときには、その書面による手続は、直ちに終了されなければならない。その場合、委員長は、委員会を合理的な期間内に招集しなければならない。

6. 委員会の意見は、議事録に記録しなければならない。委員は、当該議事録に当該委員の見解を記録するように要求する権利を有する。委員長は、遅滞なく、当該議事録を委員に送付しなければならない。

7. 適用可能な場合には、この統制の仕組みに不服申立て委員会への付託を規定しなければならない。

不服申立て委員会は、欧州委員会の提案を基に、その構成する委員の過半数によって独自の手続規則を採択しなければならない。

不服申立て委員会を開催するときは、しかるべき正当な理由のある場合を除いて、付託

(6) 原文は programmes with substantial implications である。この規則の冒頭に記述されている事実説明部分の (12)によれば、相当な財政措置を伴う計画 (programmes with substantial budgetary implications) が調査手続の対象となるとの記述がある。

の日後、14日に当たる日から、6週に当たる日までに会議を開かなければならない。第3項の規定の適用を妨げることなく、不服申立て委員会は、付託があった日から2か月以内にその意見を表明しなければならない。

不服申立て委員会の委員長は、欧州委員会の代表がこれを務めなければならない。

委員長は、各加盟国及び欧州委員会が適切な権限を有する代表を確保することができるように、委員と緊密に協力して諮問委員会の会議の日を設定しなければならない。欧州委員会は、不服申立て委員会の最初の会議を、2011年4月1日までに、その手続規則を採択するために招集しなければならない。

#### 第4条 諮問手続

1. 諮問手続を適用する場合、委員会はその意見を表明しなければならず、必要があれば投票によってこれを行う。委員会が投票を行うときは、その構成する委員の過半数によって意見を表明するものとする。
2. 欧州委員会は、委員会の議論から導かれた結論及び表明された意見を最大限に考慮して、採択する実施法行為案について決定しなければならない。

#### 第5条 審査手続

1. 審査手続を適用する場合にあっては、委員会は、欧州委員会の提案する法行為を採択するにあたって、欧州連合条約第16条第4項及び第5項、適用される場合は更に欧州連合の機能に関する条約第238条第3項に規定された多数<sup>(7)</sup>によって意見を表明しなければならない。委員会内の各加盟国代表の投票は、これらの条に規定する方法で加重されな

ければならない。

2. 委員会が肯定的な意見を表明したときは、欧州委員会は当該実施法行為案を採択しなければならない。
3. 第7条の規定の適用を妨げることなく、委員会が否定的な意見を表明したときは、欧州委員会は当該実施法行為案を採択してはならない。何らかの実施法行為が必要と判断する場合には、委員長は、その否定的な意見の表明から2か月以内にその委員会に対して当該実施法行為案の修正版を提出することができるものとし、又は1か月以内に更に審査のために不服申立て委員会に当該実施法行為案を提出することができる。
4. [委員会の]<sup>(8)</sup>意見が表明されない場合は、次の第2段落に規定する場合を除いて、欧州委員会は、当該実施法行為案を採択することができる。欧州委員会が当該実施法行為案を採択しない場合は、担当委員会の委員長は、委員会に対して当該法行為案の修正版を提出することができる。

第7条の規定の適用を妨げることなく、欧州委員会は、次のいずれかに該当する場合には、当該実施法行為案を採択してはならない。

- (a) 当該法行為が課税、財政的役務、人若しくは動植物の健康若しくは安全の保護又は暫定的多国間緊急輸入制限措置<sup>(9)</sup>に関するものである場合
- (b) 基本立法行為で[委員会の]意見が表明されなければ当該実施法行為案を採択してはならないと定められている場合
- (c) 担当委員会の委員の単純多数が反対している場合

第2段落に規定するいずれの場合においても、担当委員会の委員長が何らかの実施法行

(7) 経過規定を含めた特定多数決 (qualified majority) を指している。

(8) [ ] は訳者注である。以下同じ。

(9) 原文は definitive multilateral safeguard measures である。

為が必要であると認める場合には、当該委員長は、その投票から 2 か月以内に、その委員会に対して当該法行為の修正版を提出し、又はその投票から 1 か月以内に更に審査のために不服申立て委員会に当該実施法行為案を提出することができる。

5. 第 4 項の規定にかかわらず、暫定的不当廉売関税措置案又は相殺関税措置<sup>(10)</sup>案の採択については、委員会の意見が表明されず、かつ、その構成する委員の過半数が当該実施法行為案に反対している場合には、次の手続が適用されなければならない。

欧州委員会は、各加盟国と協議を行わなければならない。担当委員会会合の日後、14 日に当たる日から 1 か月に当たる日までに、欧州委員会は、委員会の委員にその協議の結果を通知し、不服申立て委員会に実施法行為案を提出しなければならない。第 3 条第 7 号の規定にかかわらず、不服申立て委員会は、当該実施法行為案の提出の日後、14 日に当たる日から 1 か月に当たる日までに開催しなければならない。不服申立て委員会は、その意見を第 6 条の規定により表明しなければならない。この段落に規定する期限は、これに関する基本立法行為で定めた最終期限を尊重しなければならない。

## 第 6 条 不服申立て委員会への付託

1. 不服申立て委員会は、第 5 条第 1 項に規定する多数によってその意見を表明しなければならない。
2. 意見が表明されるまでの間は、不服申立て委員会の委員は、実施法行為案に対する修正を提案することができ、委員長は、その修正の可否を判断することができる。

委員長は、不服申立て委員会の中で最も広く支持を得られる解決策を見いだす努力をしなければならない。

委員長は、特に不服申立て委員会内で広い支持が得られている提案に関して、修正に関する議論及び提案が考慮されるような方法を不服申立て委員会に示さなければならない。

3. 不服申立て委員会が肯定的な意見を表明したときは、欧州委員会は、当該実施法行為案を採択しなければならない。

[不服申立て委員会の] 意見が表明されない場合には、欧州委員会は、当該実施法行為案を採択することができる。

不服申立て委員会が否定的な意見を表明したときは、欧州委員会は、当該実施法行為案を採択してはならない。

4. 第 3 項の規定にかかわらず、暫定的多国間緊急輸入制限措置の採択については、第 5 条第 1 項の規定による多数によって投票される肯定的な意見がなければ、欧州委員会は、当該措置案を採択してはならない。

5. 第 1 項の規定にかかわらず、2012 年 9 月 1 日までは、不服申立て委員会は、暫定的な不当廉売関税措置案又は相殺関税措置案に関する意見を、その構成する委員の過半数によって表明しなければならない。

## 第 7 条 実施法行為の採択の特例

第 5 条第 3 項及び第 5 条第 4 項第 2 段落の規定にかかわらず、欧州委員会は、農業分野における市場に重大な混乱を生起させることを回避し、又は欧州連合の機能に関する条約第 325 条<sup>(11)</sup>の規定する範囲における欧州連合の財政上の利益に対する危険を回避するために遅滞なく実施法行為案を採択する必要に迫られている場合に

(10) 原文は definitive anti-dumping or countervailing measures である。

(11) 詐欺横領に対抗する条項である。



は、これを採択することができる。

この場合には、欧州委員会は、採択した実施法行為を直ちに不服申立て委員会に提出しなければならない。採択された実施法行為に対して否定的な意見を不服申立て委員会が表明する場合は、欧州委員会は直ちに当該法行為を廃止しなければならない。不服申立て委員会が肯定的な意見を表明した場合又は意見を表明しなかった場合は、当該実施法行為は引き続き効力を有するものとする。

#### 第8条 直ちに適用可能な実施法行為

1. 第4条及び第5条の規定にかかわらず、緊急やむをえない場合であって正当な根拠に基づくものについてこの条を適用することを基本立法行為に規定することができる。
2. 欧州委員会は、直ちに施行しかつ別段の定めがない限り最長6か月間有効とする実施法行為を、委員会に事前に提出することなく採択しなければならない。
3. 当該採択後14日以内に、委員長は、第2項に規定する法行為について意見を得るために、関係委員会にこれを提出しなければならない。
4. 審査手続が適用され、当該委員会が否定的な意見を表明した場合には、欧州委員会は、第2項の規定により採択した実施法行為を直ちに廃止しなければならない。
5. 欧州委員会が暫定的不当廉売関税措置又は相殺関税措置を採択するときは、この条の規定を適用しなければならない。欧州委員会は、各加盟国と協議した後に、極めて緊急な場合にあつては各加盟国に通知した後に、当該措置を採択しなければならない。後者の場合にあつては、欧州委員会が採択した措置について各加盟国への通知後、遅くとも10日以内に協議を行わなければならない。

#### 第9条 手続規則

1. 各委員会は、各加盟国との協議を経て欧州委員会によって策定された標準規則に基づいて、各委員長が提案する個別の手続規則を各構成する委員の過半数によって採択しなければならない。その標準規則は、欧州委員会によって欧州連合官報に掲載されなければならない。  
必要と認められる限り、既存の各委員会は、それぞれの手続規則を標準規則に適合させなければならない。
2. 文書の開示に関する原則及び条件並びにデータ保護に関する規則で欧州委員会に適用されるものは、各委員会にも適用されなければならない。

#### 第10条 委員会議事に関する情報

1. 欧州委員会は、次の各号に掲げる委員会議事の記録簿を管理しなければならない。
  - (a) 委員会一覧
  - (b) 委員会の議事日程
  - (c) 各加盟国が代表として指名した者の所属する官庁及び組織の一覧を添付した議事概要
  - (d) 委員会が意見の表明を求められている実施法行為案
  - (e) 投票結果
  - (f) 委員会の意見の表明後の実施法行為最終案
  - (g) 欧州委員会の実施法行為最終案採択に関する情報
  - (h) 委員会の作業に関する統計情報
2. 欧州委員会は、各委員会の作業に関する年次報告書も同様に公開しなければならない。
3. 欧州議会及び理事会は、適用法令に従った、第1項に規定する情報の利用権を有するものとする。
4. 欧州委員会は、担当委員会の委員にそれらを送付すると同時に、第1項(b)、(d)及び(f)に規定する文書を欧州議会及び理事会の利用に



供し、また、その文書の閲覧が可能であることをこれらの機関に通知しなければならない。

5. 第 1 項(a)から(g)までに規定する文書及び第 1 項(h)に規定する情報に関する照会先は記録簿において公開されなければならない。

#### 第 11 条 欧州議会及び理事会の監視権

基本立法行為が通常立法手続により採択されている場合において、欧州議会及び理事会は、基本立法行為に規定する実施権限を実施法行為案が越えていると認めるときは、いつでも欧州委員会に対してその旨を指摘することができる。その場合、欧州委員会は、表明されたその立場を考慮して実施法行為案を再検討し、当該実施法行為案の維持、修正又は撤回についてその意向を欧州議会及び理事会に通知しなければならない。

#### 第 12 条 決定 1999/468/EC の廃止

決定 1999/468/EC は、ここに廃止される。

決定 1999/468/EC 第 5a 条<sup>(12)</sup>の規定の効力は、既存の基本立法行為がこれを引用する場合には、維持されなければならない。

#### 第 13 条 経過規定：既存の基本立法行為の適合

1. この規則の施行以前に採択された基本立法行為に、決定 1999/468/EC の規定により欧州委員会による実施権限の行使に関する規定がある場合については、次の規定を適用しなければならない。

(a) 基本立法行為が決定 1999/468/EC 第 3 条を引用する場合については、この規則第 4 条に規定する諮問手続を適用しなければならない。

(b) 基本立法行為が決定 1999/468/EC 第 4 条を引用する場合については、この規則第 5 条第 4 項第 2 段落及び第 3 段落の特例を含め、第 5 条に規定する審査手続を適用しなければならない。

(c) 基本立法行為が決定 1999/468/EC 第 5 条を引用する場合については、この規則第 5 条に規定する審査手続を適用しなくならず、第 5 条第 4 項第 2 段落(b)の規定により、当該基本立法行為は [小委員会の] 意見が表明されない場合において欧州委員会は実施法行為案を採択してはならないと定めているものと見なす。

(d) 基本立法行為が決定 1999/468/EC 第 6 条を引用する場合については、この規則第 8 条の規定を適用しなければならない。

(e) 基本立法行為が決定 1999/468/EC 第 7 条及び第 8 条を引用する場合については、この規則第 10 条及び第 11 条の規定を適用しなければならない。

2. この規則の第 3 条及び第 9 条の規定は、第 1 項の規定の目的のためにすべての既存の委員会に適用しなければならない。

3. この規則の第 7 条の規定は、決定 1999/468/EC 第 4 条を引用する既存の手続に限って適用しなければならない。

4. この条に定める経過規定は、関係する法行為の性質を事前判断しないものとする。

#### 第 14 条 経過措置

この規則は、すでに各委員会が決定 1999/468/EC の規定により意見を表明し、保留されている案件については、その手続の続行を妨げないものとする。

(12) 審査を伴う規制手続委を規定する条項のことであるが、この規則の冒頭に記述されている事実説明部分の(2)にて「暫定的」に維持するものと説明されている。詳細は解説を参照。

## 第15条 見直し

欧州委員会は、2016年3月1日までに、この規則の実施に関する報告書を、必要に応じ適切な立法提案を付して、欧州議会及び理事会に提出しなければならない。

## 第16条 施行

この規則は、2011年3月1日から施行する。

この規則は、そのすべてが拘束力を有し、かつ、すべての加盟国に直接効力を有する。

2011年2月16日、ストラスブールにて

欧州議会議長 J. ブゼク

理事会議長 マルトニ J.

(うえつき けんじ)